

新型コロナウイルス感染症に係る緊急要求書（第9次）

2021年8月26日

京都府知事 西脇隆俊 様

京都府職員労働組合

執行委員長 木守 保之

新型コロナウイルス感染症は第5波の広がりを見せ、京都でも感染者は過去最多を更新、自宅療養者の急増など医療崩壊の状況が深刻になっており、一刻の猶予も許されない事態になっています。1日の感染者数は連日500人を超え、病床使用率77%、入院率6.8%、自宅療養者数も5268人（8月24日現在）となり新型コロナ感染症発生以来最大の危機を迎えています。

保健所の職場では「午前零時にはみんな帰りたい」「はじめての追跡調査に重い責任と不安を感じた」「保健所からのメールは2時、3時がよくある」—不眠不休と精神的な緊張を強いられながらも必死に府民の命を守る最前線を支えています。

政府は突如急増する新型コロナウイルス患者の入院対象を重症者などに限定、それ以外は自宅療養を基本とし自治体と現場に責任を転嫁する方針転換に、現場でも怒りや混乱と不安が広がっています。

長期化する新型コロナ感染の影響は中小企業や観光業に依拠する京都の地域経済に深刻なダメージを与えています。先の見通せない状況は倒産・廃業・解雇など生業の持続が不可能な事態にまで追い込んでいます。

公衆衛生や医療を支える現場である保健所、保健環境研究所、府立医科大学病院などの体制や商工・労働・観光を支える職場状況の改善は待ったなしです。保健所の現場では、1日で50人超す感染者への健康観察、疫学調査、ドライブスルー検査、感染者の搬送など業務は逼迫し、超過勤務が月80時間～100時間を超す実態も少なくありません。

このような中、8月10日、16日に府職労本部に対し、50人の応援体制をつくるとして、当面健康福祉部への派遣を対象に17人の人事異動を行うことが示されました。従来から府職労はコロナ対応を最優先した全庁的な支援体制を求めてきており、執行体制の確保については重要と考えますが、次の点で不十分な内容となっておりさらに解決と改善を求めます。

第一に応援の内容が酸素投与ステーションや中和抗体カクテル療法推進など政府の新たな方針や宿泊療養施設拡大、自宅療養者への医療提供、感染データの整理・分析などの逼迫した業務支援とまだ狭いものとなっており、日々変わる状況に対応し保健所などの公衆衛生の最前線の支援が弱く、執行体制確保が十分でないことです。第二に情報や危機感が共有されないなかで十分な説明がされず、業務を中止・先送りでもコロナを最優先するという政策判断がトップから発信されないことから、職場では必要な業務見直しがされず欠員となる職場に負担と「抜かれる感」があることです。

以下の要求について知事を先頭にただちに対応をいただくよう申し入れます。

記

1. 新型コロナウイルス感染症対応に係る執行体制の強化について

- (1) 新型コロナウイルス感染症に係る応援体制については、これまでで最も緊迫した局面を迎えているという危機感を持って、知事をはじめ府のトップが、対応と対策を現場や部局任せにせず、責任を持って保健所や保健環境研究所、府立医大病院、健康福祉部や商工労働観光部、危機管理部本庁などの現場の状況を把握し、日々変わる状況に応じた十分な体制の確保を図ること。
- (2) そのために、画一的な割り当て、部分的な応援で対応することを原則とするのではなく、トップの判断で開発事業やプロジェクト、京都府夢実現プラン、デジタル化等の事業は新型コロナ感染拡大の現局面の深刻な状況に即して延期・見直しを行い、「今は重要な局面を迎えているコロナ対応に全力をあげてほしい」のメッセージを知事が発して、公衆衛生・医療の現場やコロナ対応関係部局の支援を全庁的に講じること。
- (3) 新型コロナ対応の執行体制確保にあたっては、全職員に正確な情報を提供し、状況を共有するとともに、知事が職員に向けて、現在の状況説明と不急の業務の縮小・停止、応援職員の派遣を心から求めるなど、必要なメッセージを発信すること。応援派遣で欠員となる職場や職員には説明責任を果たし、当該職場の執行体制については臨時的措置も含め具体的な措置を行うこと。
- (4) 業務スマート化事業等現在検討されているデジタル化については、新型コロナ対応の関係部局を抜きにすすめるのではなく、一定の収束後に検証し職員の叡智も集めすすめること。逆に今 コロナ対応で現場に求められる機器配置やシステムの整備を急ぐこと。
- (5) 日々事態が深刻化する感染者への健康観察、疫学調査、自宅療養者支援、施設療養、経営支援の体制等の強化を具体的に講じること。感染が拡大し、業務がひっ迫する現場にはワンストップで体制確保が図れる権限をもった部長職などを配置し、速やかな対応が図られるようにすること。
- (6) 新たに設置され、また体制が拡充される職場の勤務条件について職員団体と人員体制や労働時間管理や規制も含め必要な協議・確認を行うこと。勤務・作業環境について、通信機器、空調や休憩室・仮眠室も含め安全衛生上の措置、職務に専念できるよう必要な執務スペース、作業装備、冷蔵庫・レンジ・給湯設備等現場の要望に即し整備すること。
- (7) 新型コロナに対応する業務が追跡調査や健康観察、入院調整、各種相談をはじめ府民の生命ともかかわり切迫しかつ量的にも増大し、それに伴うリスクも高まっており、業務により生じる課題や損害賠償請求などには職員の個人責任に帰すことがないよう、京都府として組織的に責任を持つこと。
- (8) 相談や指導等で個別職員が住民と接する業務について、必要な情報が共有されるようにすること。
- (9) 自宅療養への方針転換はこれまでの医療体制の崩壊を示したものであり、対応を保健所任せにするのではなく、政府のすすめる公的・公立病床削減方針の撤回、入院病床の拡大、在宅診療体制の支援、保健所体制の充実など抜本的な感染症対策の強化を図ること。

2. 職員の健康確保について

- (1) 休憩時間を保障し、心身の健康確保を行うこと。
- (2) 長時間過密労働の解消、勤務間インターバルの確保等安全配慮義務を果たすこと。
- (3) 過労死基準を超える職員への休養と健康確保の措置を具体的に講じること。
- (4) 長時間・過密労働や府民対応に対応し相談窓口などメンタルヘルス対策を講じること。
- (5) 深夜帰宅時にはタクシーチケットの支給などを講じること。
- (6) 冷房稼働等職場での熱中症対策を講じること。
- (7) 職場近辺での宿泊施設の確保を行うこと。

3. 職場環境の改善

- (1) 土日、夜間の時間外において空調、冷房稼働を徹底すること。24時間体制の職場では、それに対応した配慮を行うこと。
- (2) 職場での感染対策を徹底すること。

4. 防疫手当の支給

保健環境研究所及び中丹西保健所での検査業務に係る防疫手当について、①安全キャビネット内でのリアルタイム PCR 検査は感染リスクがないので引き上げの検討対象とはならない、②ルミパルス測定は従来からウイルス検査等を行うのが本来業務であり、すでに業務の特殊性に着目し290円の手当を支給しており新たに支給する必要はないとの説明は、感染拡大のなかで試験数の量的拡大により危険性が生じている現場実態を見ずに判断しており、納得できるものでなく、あらためて現場実態を踏まえ支給対象とすること。

5. 夏季休暇の延長

夏季休暇取得期間を、新型コロナ対応業務はもとより、応援派遣元職場、土木事務所等の災害対応もあり、今年度については全体として年末まで等大胆に延長すること。

6. その他

6月府議会で採択された「コロナ禍で影響を受ける中小企業、個人事業主、働くひとたちへの経済対策・緊急支援対策を求める意見書」の各事項について、国に求めるとともに、府としても経済対策や支援策を検討すること。